

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>なお本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員1名には、ここでご退席願います。</p> <p>【委員1名 退席】</p>
議長	<p>それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、整理番号3-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>整理番号3-1について、6月24日に柳戸光重推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字双柳字下宿地内でございます。</p> <p>畑1筆614㎡で、綺麗に耕うん管理されておりました。</p> <p>譲受人は、大字双柳で農業経営をしている方で、農業経営拡大のために申請地を譲り受けるとのことです。</p> <p>また、譲受人から、申請地に作付計画書が提出されており、申請地取得後も耕作されると考えられます。なお、計画ではブドウとなっております。</p> <p>譲受人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。</p> <p>また、通作については自宅から徒歩1分です。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明い</p>

たします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、山下富司委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、ブドウおよび梨、キウイフルーツを中心に作付けしております。

所有地はございません。農地法第2条第2項の規定により当該親族の行う耕作または養畜の事業に従事するその他の二親等内として同一世帯の父親が該当するため、父親の所有している農地も経営農地とみなします。父親が所有する14, 148㎡については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、徒歩1分程度ですので、通作可能にも適しています。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和元年6月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、軽トラック1台、耕うん機1台、草刈機1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と同一世帯の父親の所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました柳戸光重推進委員、何かございますか。

推8番

状況については山下富司委員の説明のとおりですが、申請地の隣でブドウと茶が栽培されています。今回、申請人は営農拡大を目的に申請されるということですので、特段問題ないと思われま。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった、議案第1号農地法第3条の整理番号3-1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。委員1名には入室していただきます。</p>
議長	<p>【委員1名 入室】</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>整理番号5-1について、6月23日に柏崎光一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字赤沢字赤沢原地内でございます。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されております。</p> <p>周りは住宅に囲まれた場所であり、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、狭山市で飲食店を経営する個人事業主です。

移住及び店舗の移転について候補地を検討していました。地場産野菜や水の質といった地域性と、面積の規模感や経営にあたっての利便性から、申請地を利用して店舗兼住宅敷地といたく申請をされたものです。

申請年月日は、令和元年6月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金と融資にて対応することで関係書類等を確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、関係各課の指示のうち、排水設備について、土地利用計画の変更指示が出ており、未確認事項となります。従いまして、土地利用計画において関係各課の指示事項に適合していないものと判断でき、許可後の実効性の確認がされていない状況です。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

今回は、申請者および代理人からは許可申請の取り下げ意向が示されておらず、今案件は農業委員会総会にて審議すべきものとなります。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた柏崎光一推進委員、何かございますか。

推5番

状況については山下敏郎委員の説明のとおりです。

以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

事務局からの補足説明のとおり、関係各課より変更指示が出されており、本日の時点で整理されておらず、許可後の実効性の確認ができていないとのこと。変更指示事項の整理以外では特段大きな問題はないようですので、不許可ということではなく、変更指示事項の整理がついた後、改めて審議するというところで、継続審議とすることでいかがでしょうか。

事務局長

補足説明させていただきます。

譲受人は、実際に狭山市で店舗を構えており、計画の実効性は十分にあります。

しかしながら、今回の申請目的に飲食店が含まれており、排水設備については、計画の実行に大変重要な事項となります。したがって、農業委員会としては、変更指示事項の解決後にご審議いただくことが望ましいと思います。そのため、会長の発言内容でご検討いただければと思います。

議長

継続審議ということでいかがでしょうか。

【異議なし】

議長

それでは、変更指示の調整がつき、事業計画を確定した後に、再度審議ということにしたいと思います。

他にご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、継続審議するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については継続審議するものとします。事務局は総会終了後、速やかに継続審議の旨、代理人を通じて通知し、変更

指示事項の調整後に事業計画が確定した段階で総会審議案件としてください。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

農地法第5条の整理番号5-2について、6月23日、柏崎光一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字原市場字山崎地内で、畑1筆494.69㎡です。

現状は、保全管理されています。

また、申請地は畑が隣接していますが、同一所有者の畑であり、それ以外の場所は住宅になっています。

また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。

現地調査の報告を終わります。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、東京都練馬区の持家で生活をしています。

以前より、希望する景観の中で、自然環境や生活環境の良い場所への移住を希望しておりました。

また、申請者の夫は打楽器奏者であり、打楽器の練習および打楽器製作が可能となる防音設備が整備された音楽室を設置できることも選定条件としていました。

今回、申請地の景観を気に入り、新居の各種条件とも合致しているため、住宅敷地としたく申請をされたものです。

申請年月日は、令和元年6月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金と持家売却資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番

山下敏郎委員の説明のとおりです。西側に桑畑がありますが、特段影響が無いと思われま。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

整理番号5-3について、6月22日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は飯能市大字下畑字渡戸真土地内で、畑1筆266㎡です。

農地の状況は、耕うん管理されています。

申請地の北側と西側は農地となっておりますが、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、大字下畑で製造業を生業とする方です。

現在、申請者が利用している駐車場が、今回の申請地に隣接してありますが、従業員用スペースおよび施設利用者用スペースともに不足している状態にあります。譲渡人所有のゴルフ場用駐車場を従業員用駐車場として一時的に利用していますが、返却を予定しています。こうした課題を解消すべく、申請地を利用して駐車場を拡張したく申請をされたものです。

申請年月日は、令和元年6月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について審議します。事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議案第3号 農地の権利取得における下限面積の設定について説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

議案第3号 農地の権利取得における下限面積の設定について説明いたします。

飯能市における下限面積につきましては、総会にお諮りし、精明地区が50アール、山間5地区を農地法施行規則第17条第2項に基づく5アール、農地法施行規則第17条第1項を適用し、その他の区域を30アールで設定しております。

この下限面積につきましては、経営体数、農地面積、遊休農地面積等が毎年変化していること、農地利用状況調査の結果等、状況にあわせて柔軟に対応するため、毎年総会で審議することになっています。また、審議結果につきましては、理由を付して公表することになります。

令和元年5月総会その他で事前に説明させていただいたところです。それでは、本年の下限面積について、ご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたします。 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第4号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号 農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>1番の方は、平成29年3月に「明日の農業担い手育成塾」を卒業し、同年4月から飯能市に新規就農した方です。</p> <p>経営作物としては、主にエダマメ、ブロッコリー他の露地野菜でございます。</p> <p>販売方法として、主にスーパーでの販売を行っております。</p> <p>続いて、第2番の方についてですが、大河原工業団地内に工場を構える企業で、既に大字上畑にて農業経営を行っております。</p> <p>建設資材のリース業を行っているため、農業用ハウスの資材にも活用でき、初期投資も抑えられるため、施設園芸として、高床式砂栽培農法を行っております。</p> <p>なお、今回の利用権設定については、第1番、第2番のともに新規の農地となります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p>

議長	<p>以上のことから、特に不許可に該当するものではありません。 説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、承認することといたします。</p> <p>続きまして、報告第1号 農地法4条の規定による農地転用届出について、報告第2号 農地法第4条の規定による農業用施設の届出について、報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について、ご確認していただきます。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【付議案件4「その他」に記載】</p>
事務局	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
会長職務代理	<p>閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、令和元年6月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>